

船橋設備に関する事項

改正規則等

船橋設備規則

船橋設備規則検査要領

改正理由

本会においては、船橋設備規則を適用した船舶は、その設備に応じ BRS 船、BRS1 船及び BRS1A 船の 3 種類の船舶に区分される。当該規則は 1997 年に BRS1A 船の要件を規定する改正が行われて以来、大きな改正は行われていない。

一方、IMO においては、1997 年以降に船橋設備規則で要求されている設備の性能基準を定めた非強制の勧告が規定されており、本会においても、当該勧告を参考に運用している。

このため、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、船橋設備の性能基準について、これまでに得られた実績及び知見を考慮し関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 自動衝突予防援助装置（ARPA）について、IMO 決議 A.823 の性能基準に適合したものとするよう改めた。
- (2) 船首方位制御方式自動操舵装置（HCS）について、IMO 決議 MSC.64(67)の性能基準に適合したものとするよう改めた。
- (3) 船橋航海当直警報装置（BNWAS）について、IMO 決議 MSC.128(75)の性能基準に適合したものとするよう改めた。
- (4) 電子海図情報表示装置（ECDIS）について、IMO 決議 MSC.232(82)の性能基準に適合したものとするよう改めた。
- (5) 航跡制御方式自動操舵装置（TCS）について、IMO 決議 MSC.74(69)の性能基準に適合したものとするよう改めた。

改正条項

船橋設備規則 2.2.2, 2.3.2, 4.2.2, 5.2.1, 5.2.2, 6.2.1, 6.2.2, 6.2.3, 6.2.4

船橋設備規則検査要領 2.2.2, 2.2.3, 2.2.4, 4.2.2, 5.2, 6.2.3, 6.2.4